

令和3年度第2回 原村環境保全審議会 議事録

1. 日時 令和3年10月13日(水) 15:00~16:15
 2. 場所 204会議室
 3. 議事
- 事務局 資料配布が本日となつてしまい申し訳ない。その分丁寧な説明を心掛けたいと思う。
- 会長 さっそく議事に移る。「原村環境保全条例に規定する開発協力費の取り扱いについて」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 「原村環境保全条例に規定する開発協力費の取り扱いについて」について議題に挙げる。原村では保健休養地で村営上水道を使用する場合、敷地面積1000㎡あたり30万円の納入をお願いしている。開発協力費にかかる経緯としては、H7年以降国や県から開発地といえども公共公益的施設は自治体が負担等するのが基本であり、その点から考えると協力費的なものを求めるのは適当ではなく、また、納入しないと開発許可を与えないという制裁的措置があることも問題であるため、廃止すべきだと指導があった。H11年には条例により基金を設定する等で、使途と収支を明確にして運用すべきだと県から指摘があった。H28年に水源涵養基金条例を制定した。今後の取り扱いについて、原村としては保健休養地周辺における水源等ライフラインにかかる整備は終了している。今後、不特定の開発に対する受益者負担を求めていくのは妥当と考えていない。国や県からの指導も含めて総合的に考えると、今後この規定を廃止したいと考えているところである。また、同時に水源涵養基金の原資がなくなるということなので、この部分も見直し、基金の使途については条例の目的に沿って十分に検討を進める。
- 会長 つまり、水道敷設事業が終了して国や県から指導があったということで、開発協力費を廃止したいということですね。
- 事務局 開発協力費の意味合いは上水道敷設の開発をしたときにみなさんに費用負担の平等性を求めるものだったよう。現状では開発をしているわけではないので、今後も永久的に残していくのは妥当ではないと考えている。
- A委員 このまま続けることは違法なのか。
- 事務局 県の指導で基金を作って運用するということもあり、現段階で違法というわけではない。ただ、村として何に使っているのか等、納入者に対して説明が難しい。
- A委員 似たようなニュアンスで、区に入るときに道をつくったときの負担金として費用を払ってというのも違法になるのか？
- 事務局 開発協力費の納入と引き換えに許可を出しているのがよくない。間接的

に、水道の給水の許可と結びついてしまうのがよくない。本来給水の申請があれば給水させなければならない。

事務局 水道加入金を支払っているにも関わらず、同じ性質のものではないのか、という納入者の混乱も招いている。

B委員 ディベロッパーが開発したときの費用は、今回の施行規則に定める開発協力費とは別ものか？

事務局 別ものです。規則では開発協力費はすでにディベロッパーから一括で支払ってもらっているので、個人の方からは要らないという規定になっている。

B委員 水源涵養基金は使われているのか。

事務局 制定されてから使われていない。基金目的が水源の涵養であり、いろいろな使途が考えられるが、具体的に使う方向性はまだ詰めて考えていない。

B委員 使う目的はないが、現在基金がプールされているということによいか？

事務局 基金は廃止しないが、条例改正に伴って基金条例も見直す必要がある。今回話すのは、開発協力費を無くす方向でいいかどうかということによいか？基金の使途や方向性はまたということ。

事務局 その通り。

会長 意見ある方はいるか。

C委員 開発協力費を納入している人は毎年どのくらいいるのか。

事務局 おそらく4~5件ほどかと思う。

B委員 中央高原は（開発協力費を）もらっているのか。

事務局 もらっていない。

会長 ほかに意見あるか。不動産業の立場からどうか。

D委員 これから原村に住まれる方にとっては負担が少なくなって来やすくなる。それに伴って保健休養地側の需要が高まるかと思う。ただ、直近で支払った側からすると、どうか、懸念している。村はいつから廃止にするのか。

事務局 11月からやるといって10月30日に来た人どうするか、というようなこともあると思う。今まで支払ってきた人との不均衡を気にして、ずるずる停滞していたような経過もある。どこかで思い切って区切りをつけるしかなく、変わり目は致し方ない。できれば来年4月頃から廃止したい。

会長 いつやろうが不均衡というのは発生するということですね。

E委員 返す返さないという話にならないか。契約書はあるのか？訴訟が心配。

事務局 契約書はない。納付書に内訳記載しているだけ。訴訟もありうると思う。たうえで今回判断している。

E委員 正しくするのはいいと思う。ただし、今まで間違いで集めていたものであれば返すべきでは。

事務局 弁護士にも相談していて、寄付金だと問題だが、受益者負担として説明が

つくのであれば違法性はないと判断。

事務局 受益者負担金でいただいていたという考え。水道敷設事業が落ち着いたので、受益者負担を終了する、という説明になる。

F委員 開発が終わっているという説明があったが、今水を供給していないところは、これから自営で、実費でやるのか。

事務局 これまでと変わらない。加入金が必要で、本管がなければ井戸等を自営でやってもらう。今まで通り。

F委員 井戸と水道の区域わけはされているのか

事務局 水道管が近くにないところ。管を自分で引っ張るにはお金がかかる等の事情もあるので開発者の判断に任せている。完全に水道管が来ているところは村給水を使用。

会長 H7年から国や県からの指導があり、どこかで区切りをつける必要がある。訴訟についても想定しているとのこと。協力費の廃止について反対のご意見の方はいらっしゃるか。(いない)

みなさん賛成の意思としていいか。

それでは審議会として賛成とするが、申し送りや意見を付するようなことはあるか。

C委員 審議会としては妥当として村に意見するというのでいいか。

会長 その通り。特に意見がないようなので審議会として賛成したとする。

会長 続いて「原村太陽光発電設備の適切な設置等に関する条例一部改正(案)」について事務局から説明を。

事務局 原村では令和元年10月からこの条例を施行しているが、施行以来太陽光発電設備の設置の申請はない。茅野市や富士見町では条例改正の見直しも検討されているところで、ある程度足並みを揃えた上で、規制等空白地が生まれないようにする必要がある。今回、太陽光発電設備設置の事業形態や景観形成基本方針の趣旨に沿い、今後考えられる情勢等の変化に対応できるよう条例・規則の改正を検討するものである。

改正案内容として、ひとつは太陽光発電設備の定義をFIT法問わず10kW以上の野立ての設備を対象とするよう見直す。ふたつめは抑制地域の追加で、景観形成基本方針の趣旨とも合うよう、長野県屋外広告物条例において規制する区域も抑制地域として追加するもの。具体的にはエコライン、ズームライン及び中央自動車道の沿線が該当箇所となる。

G委員 10kWというのは面積にするとどれくらいの規模なのか？

事務局 住宅の屋根に乗っているのが平均4kWと言われているので、それが2〜3倍分ほどかと思う。

事務局 野立ては全量売電が多くそうになると大型化もしてきているので、実際はもっと大きいものが多いと思われる。

E委員 屋根に乗せているパネル約 56 枚で 10kW ほどになる。

B委員 令和元年から申請がないと説明があったが、これは FIT 法に限っていたからか？FIT でないものは今スルーしているということ？

事務局 条例に基づいた村への申請がないということ。相談や問い合わせは何件かある。FIT 法以外のもので野立ての太陽光発電は環境保全条例で開発行為として審議会にかけるようになっている。

E委員 FIT は 10、20 年単位で、電力会社との契約が終了する。卒 FIT 後の動向も新電力会社と再契約するなどさまざまなので、FIT に関わらず申請するのはいいと思う。全村域の抑制を望みたい。

別件だが、ソーラーシェアリングが富士見町や諏訪市でも出ているようだ。できれば、農業委員会、農林課等と一緒に話し合い、協議をしてほしい。個人の農業者が行い、農作物の売上高 8 割出さなくてはならず、毎年その実績報告をしなくてはいけない。今まで 3 年ごとの更新だったが、国の方針で 10 年ごとの更新に国が見直した。そこで事業者が電気だけで儲けようとして、農地だけ借りて農業者に耕作させよう、というような動きもある。それだとメガソーラーのような問題が起きることが懸念される。そのため、ソーラーシェアリングについても検討を進めてほしい。

事務局 ソーラーシェアリングも想定していて、10kW 以上であればこの太陽光条例で対応している。

会長 全村抑制もどうかという話もあったが。

事務局 村は適正な設置を、ということで、周囲の反対のない状況下で村が規制してよいのかというところもある。ゼロカーボンの関係もあり、発電を認めないというものでもない。

B委員 自然がいいと思って移住してきた人が、目の前にメガソーラーができてがっくりという話も聞いた。

事務局 抑制区域外であっても周囲の状況見て、近隣の方の意見や審議会の意見を聞く仕組みになっている。ケースバイケースで審議会のほうでも意見を付すなど考えていきたい。

C委員 茅野・富士見の様子をみて、という話だったが、改正する前に 3 市町村で協議するのか。改正した後に協議するのか。

事務局 足並みをそろえてという風にはなるが、内容をそろえるというわけではない。ただ、抑制地域で原村だけ抜け落ちてしまうようなことがないように、つながりがあるところは合わせていったほうが良いと考えている。時期的には同じようになるかと思うが、内容は必ずしも統一はされない。

C委員 茅野・富士見とすでに話はしている？
事務局 直近だと 25 日に連絡会議もある。太陽光の関係は理事者同士が話をするというようなことで始まっているもの。

E委員 荒廃地、遊休地を狙われるとどうかなと危惧している。
事務局 適正な設置になるように、審議会等で判断していく。

B委員 ここ数年 FIT の太陽光は出てきていない。FIT でない太陽光が気づかずに設置されてからでは遅いかなと思うので、大事かと思う。

F委員 屋外広告物の地図のズームラインとエコラインの右下の区域は森林地帯だが、ここは規制から漏れてしまって狙われるのではないかな。ここも規制したらどうか。そのほうが区分けの説明がしやすいのではないかな。

E委員 ここは県の景観条例の重点地域。そこで抑制地域には指定されていないのか？
事務局 県の景観条例で規制はされていない。
保健休養地で昔から分けているのでそれを使っている。今後景観の話を含めると、ゾーニングの見直しもあるかもしれない。

会長 反対の方は挙手を。みなさん賛成でよいでしょうか。
審議会として賛成とするが、意見を付するようなことはあるか。

E委員 太陽光だけでなく、風力、バイオ等の他の再エネもこのような条例や規制が必要になってくるのではないかな。

事務局 条例策定前にガイドラインがあって、現在はそれで対応している。
事務局 環境保全条例ですべての再エネは事前協議を行うことになっている。今後ほかの再エネについても条例について考えていかなくてはいけないかと考えてはいる。

会長 では他の再エネも抜け落ちることのないように、と意見を付することとする。以上で議事を終了する。
他に連絡等はあるか。

事務局 本日の議事録を原村ホームページに載せるのでご了承ください。

会長 それではこれで審議会を終了する。本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございました。

以上